熊日1970.06.11

水俣病補償めぐる質疑

衆院産業公害特委

十日午後の衆院産業公害対策特別委員会は、水俣病補償をめぐって千種達夫水俣病補償処理委員会座長、イタイイタイ病名付け親の萩野昇医師、宇井純東大工学部助手ら参考人との間に質疑を行なった。おもな質疑は次の通り。

林義郎氏（自民・山口）会社側の刑事責任についての見解と都市工学の立場からの公害対策はどうすべきか。

宇井純氏　カネミの米ヌカ油事件に類似しており、会社側が反論したり隠したりするチッソについては刑事責任を追及すべきだ。公平の原則からも問題がある。公害発生源を出さないとまず企業が決意すべきである。チッソの場合は数百万円で設備の改善が可能だった。

浜田幸一氏（自民・千葉）国はどういう態度を取るべきだと思うか。見舞い金契約（三十四年）は無効にすべきで白紙の立場でやるべきでなかったか。

千種氏　人命を軽んじているわけではないが、見舞い金契約の有効、無効は裁判で係争中であり発言は控えたい。額について満足すべきでないかもしれないが、妥当であり、最低とは思っていない。

宇井氏　三十四年、細川路長の実験続続の主張に対し会社側は中止しており、故意にけすっているとして直ちに責任は追及出来ない。

川村氏　会社側はネコ実験を故意に隠したといわざるを得ないがどうか。

藤田氏　あっせん内容は法律的にも会社側に利する結論ではないか。

千種氏　法律には違反したが会社側に立ってはいない。

藤田氏　社会的に最高の刑罰を受けるべき事件だが、公害罪を新設する考えについてはどうか。

千種氏　刑事責任は法務省で検討しているが、その趣旨には同感だ。ただ今回の事件の処理を法律一辺倒でやることは無理だ。法律、常識を合わせて出したので和解でなければ出来ないし、こうしたギャップを埋めるのが調停やあっせんと考える。

宇井氏　第三者が事実を検討しなければならないのに放棄したら、今後為国に住んでいる私たちは住むべき場所がなくなるだろう。これでは真相を出すのが被害者で真実を隠すのが加害者ということになる。

藤田氏　症状は今後悪化しないか。訴訟派の判決が出たとき、一任派に額の上積みの権利の有無は。

千種氏　全く予期しないものが出れば別だが、民法六百九十六条で争うことは出来ない。

宇井氏　固定患者が新たに認定されており、症状が固定したとは言えない。

萩野昇氏　メチル水銀による脳細胞への影響は回復しないし、老化現象も手伝って強くなるはずだろう。